

○東京都市町村職員退職手当組合監査規程

(昭和40年5月10日)
告示第6号

改正 昭和42年 9月22日 告示第4号

第1条 東京都市町村職員退職手当組合同規約第12条に規定する監査委員の行なう監査については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 監査は、書類帳簿を徴しこれを行なう。

第3条 監査について必要あるときは、関係職員に対して調書、報告書の提出を求め、説明を求めることができる。

第4条 監査委員の行なう監査は、次のとおりとする。

事務事業監査

例月出納検査

臨時監査

第5条 事務事業監査は、毎年9月にこれを行ない、組合経費に係る事業の管理及び組合の出納その他の事務の執行を監査する。

第6条 例月出納検査は、毎月15日とする。ただし、休日にあたる時若しくはやむを得ない事情があるときは、監査委員は、別に期日を指定することができる。

第7条 臨時監査は、毎会計年度2回行なう。

2 前項の検査の期日は、あらかじめ監査委員が指定する。

第8条 前3条に定めるもののほか、監査の執行について必要な事項は、監査委員の協議によって定める。

附 則

この規程は、昭和40年4月1日から適用する。

附 則 (昭和42年9月22日告示第4号)

この規程は、公布の日から施行する。